令和４年１月

建設業許可申請書等の提出方法

〇建設業許可申請書等は、**「郵　送」**で提出をお願いいたします。

〇窓口に直接持参し、後日返却する**「窓口提出」**（提出のみ。待ち時間はありません）も実施しています。窓口職員へお声かけいただき、お渡しください。この場合、受付簿に記入する必要はありません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**「郵送」**か**「窓口提出」**にご協力をお願いいたします。

～郵送・窓口提出に関する留意事項～

（１）提出物　　①送付票、②提出書類、③副本等返却用レターパック等

（２）提出先　　郵　　送　⇒　　石狩振興局　建設指導課指導審査係　あて

　　窓口提出　⇒　　窓口職員

（３）「送 付 票」 ※１に必要事項を記入の上、提出書類と合わせて提出をお願いいたします。

（４）申請書等で原本確認が必要な書類については、写しで対応いたします。

（５）宛先を記入した副本等返却用レターパック等 ※２の同封をお願いいたします。

（６）郵送に当たっては、簡易書留など配達状況を追跡できる方法で提出することを推奨いたします。

（７）対面審査よりも、審査に要する期間が長くなる場合がありますので、予めご了承ください。できるかぎり期間に充分余裕を持って、提出されますようお願いいたします。

※1　送付票

北海道 建設部 建設政策局 建設管理課 のホームページの【建設業者団体等への通知】から、「建設業許可申請等に係る行政手続の対面規制の見直しについて」にある送付票のうち、**提出する書類に対応する送付票をダウンロードしてください。**

※2　副本等返却用レターパック等

①レターパックプラス（５２０円）４ｋｇまで

②レターパックライト（３７０円）４ｋｇまで　厚さ３ｃｍまで

③簡易書留分の切手貼付した返信用封筒（例　１００ｇまで460円、１５０ｇまで530円、２５０ｇまで５７０円）

〇従来から実施している対面による審査を希望される場合は、窓口受付時間内（９：00～11：30、13：00～16：00）に窓口へお越しいただき、受付簿に記入し、廊下でお待ちください。